

岩国市監査告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 25 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 山 原 司

令和 3 年度第 2 回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 建設部下水道課

(2) 下水道事業 建設部下水道課、建設部都市排水施設課、産業振興部農林整備課、由宇総合支所農林建設課、周東総合支所建設課、錦総合支所農林建設課、美和総合支所農林建設課

(3) 水道局

3 監査の実施期間

令和 3 年 9 月 14 日から同年 10 月 5 日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和 3 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 3 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。